

# 雨水浸透施設 雨水小型貯留槽設置 補助金制度

— 雨水を上手に利用しましょう! —



雨水浸透施設・雨水小型貯留槽  
設置にご協力下さい

青梅市環境部下水道課排水設備係

# 雨水浸透施設と雨水小型貯留槽の補助制度についてのご案内

## ●目的と概要

雨水を貯留または地下浸透させることは、浸水被害の緩和に役立つと同時に、雨水を地中に戻し、都市の保水機能の回復、地下水の涵養、温暖化対策の効果も期待できます。快適な水環境を創り出すために、宅地内への雨水浸透施設および雨水小型貯留槽の設置にぜひご協力下さい。

### ★浸水・洪水の軽減

アスファルトで覆われた都市の浸水被害を防ぐことができます。

### ★緑の育成

乾いた大地を潤して、緑を育てます。

### ★健全な水環境

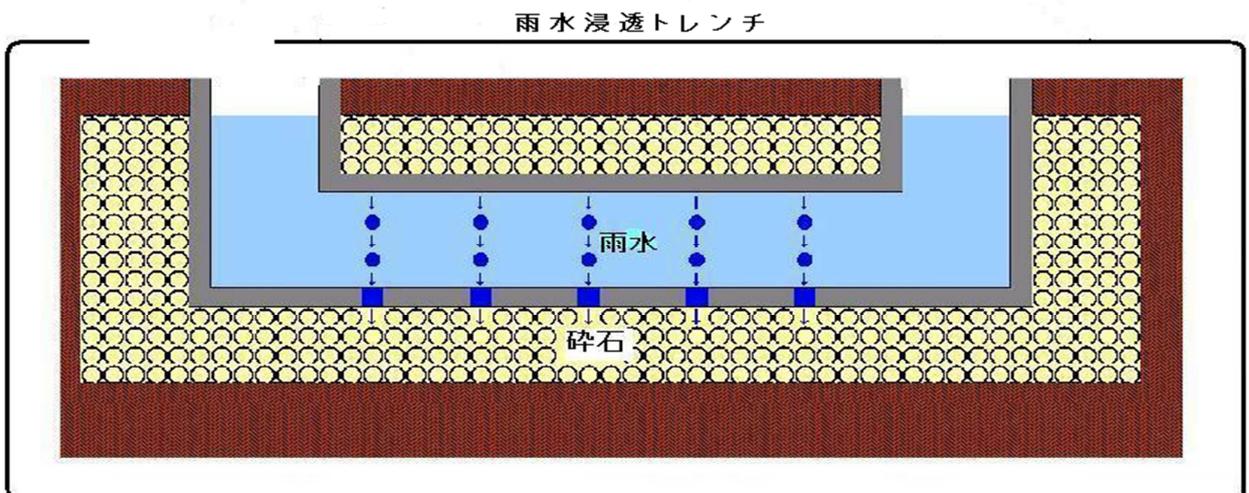
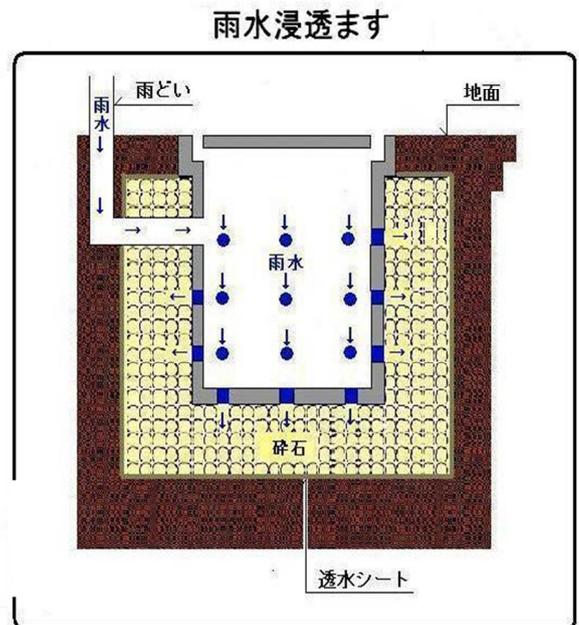
雨水が大地にしみ込むことで、地下水が涵養され、乾いた川に水が戻ります。

## ▼雨水浸透施設

雨水浸透施設には、雨水浸透ますと浸透トレンチがあります。

浸透ますとは、底や側面に穴の空いたますです。雨水は、屋根の雨どいから浸透ますに流れ込むと穴から地中へ浸透していきます。

浸透トレンチとは、浸透管（穴の空いた塩ビ管）とその周囲の碎石から構成される構造物です。これらを組み合わせるとなお効果的です。



## ▼雨水小型貯留槽



雨水小型貯留槽とは、屋根に降った雨水を雨どいから貯めるタンクです。タンクに貯めた雨水を庭木の水やりや道路の散水等に利用できます。



## ▼補助対象

### ○雨水浸透施設

対象区域内の住宅に雨水浸透施設を設置する方が対象です。

1. 一般住宅、アパート及び併用住宅を所有または使用する個人。
2. 既存建物、新築及び増改築を問いません。

なお、次の条件に当てはまる場合は補助できません。

- ① 対象住宅が不動産業者、建築業者等により売買を目的として所有又は使用されている場合
- ② 設置する敷地又は住宅所有者が同意しない場合。
- ③ 前年度の市区町村税が完納されていない場合。
- ④ 開発行為等の基準および手続きに関する条例の適用範囲に該当または、この条例施行前の宅地開発指導要綱にもとづく協議をした場合。
- ⑤ 宅地造成及び特定盛土等規制法にもとづく宅地造成行為に該当する場合。

### ○雨水小型貯留槽

対象区域内の住宅に雨水小型貯留槽を設置する方が対象です。

1. 一般住宅、アパート及び併用住宅を所有または使用する個人。
2. 既存建物、新築及び増改築を問いません。

なお、次の条件に当てはまる場合は補助できません。

- ① 対象住宅が不動産業者、建築業者等により売買を目的として所有又は使用されている場合
- ② 設置する敷地又は住宅所有者が同意しない場合。
- ③ 前年度の市区町村税が完納されていない場合。

## ▼補助対象区域

1. 今寺、末広町、大門、野上町、住江町、師岡町、新町の全域
2. 町丁目全域が対象になるのは、  
今井3丁目、河辺町4～10丁目、西分町2～3丁目、  
東青梅1～5丁目、藤橋2・3丁目
3. 町丁目の一部が対象になるのは、  
今井1・2・4・5丁目、河辺町1～3丁目、吹上、谷野、木野下、  
勝沼、森下町、裏宿町、本町、仲町、上町、天ヶ瀬町、塩船、大柳町、  
滝ノ上町、根ヶ布、梅郷、柚木町、二俣尾、畑中、長淵、友田町、  
西分町1丁目、東青梅6丁目、藤橋1丁目、和田町、沢井、  
日向和田、駒木町、御岳本町、千ヶ瀬町。

ただし、雨水浸透施設に関しては、設置することで安全性が損なわれる土地や地下水位の高い土地などは設置できません。

## ▼補助額

### ○雨水浸透施設

工事に要した費用全額補助します。ただし、千円未満の金額は切り捨て、補助限度額は20万円で、超えた分については自己負担となります。

(計算例)	工事総額	237,300円の場合	.....
	200,000円(限度額)		..... 市からの補助金
	37,300円(補助金差引分)		..... 自己負担分

### ○雨水小型貯留槽

100ℓ以上1,000ℓ以下のタンクで購入価格(配送費、工事費、消費税を含む)の1/2です。

ただし、千円未満の金額は切り捨て、補助限度額は10万円で、超えた分については自己負担となります。

(計算例)	購入額	47,500円の場合	.....
	$47,500円 \times 1/2 = 23,750円$		
	23,000円(千円未満切り捨て)		..... 市からの補助金
	24,500円(補助金差引分)		..... 自己負担分

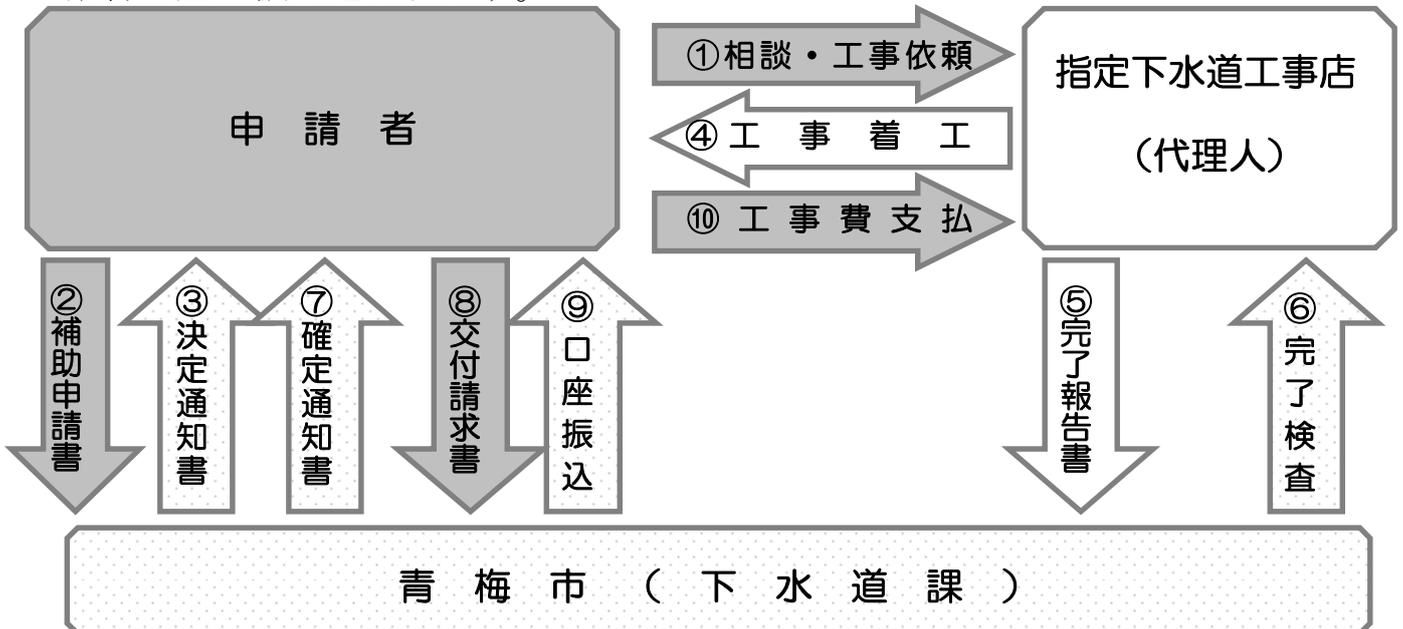
## 注 意

雨水浸透施設、雨水小型貯留槽の両方とも補助を受けて設置する場合は、両方の補助額の合計は20万円までです。

## ▼手続き

### ○ 雨水浸透施設

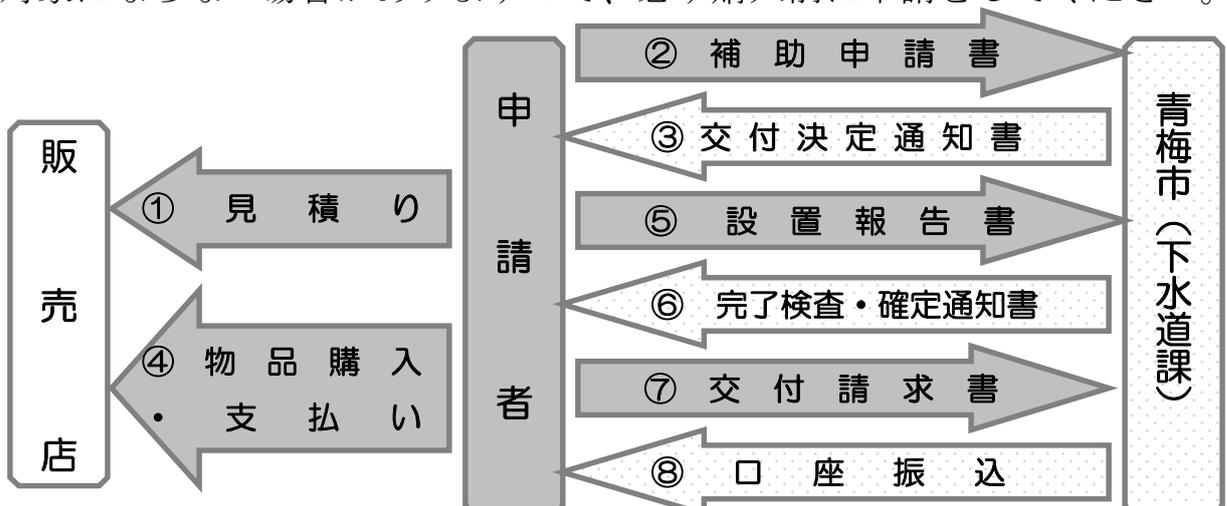
指定工事店へ工事を依頼して下さい。工事が完成して検査合格後、皆さんの銀行口座へ振り込まれます。



- ① 申請者は、指定下水道工事店を選び、工事の内容、日程等を相談してください。
- ② 必要書類を揃えて補助申請書を市へ提出します。(代理人可)
- ③ 市は、申請が適正なものと認められると、補助決定の通知をします。
- ④ 申請者は、決定通知書を受け、指定工事店に要請し工事を着工します。
- ⑤ 指定工事店は、工事終了後、市へ工事完了報告書を提出します。
- ⑥ 市は、工事が適正に行われたかどうか工事完了報告書をもとに検査を行います。
- ⑦ 市は、検査に合格すると、申請者に補助確定の通知をします。
- ⑧ 申請者は、確定通知書を受け、補助金の交付請求をします。(代理人可)
- ⑨ 市は、請求をもとに申請者から指定された口座に、補助金を振り込みます。
- ⑩ 申請者は、補助金に不足分を足して工事代金を指定工事店へ支払います。

### ○ 雨水小型貯留槽

補助対象にならない場合がありますので、必ず購入前に申請をしてください。



## ▼ご用意いただく資料

①案内図

②設置計画箇所の平面図（略図）

③前年度分の納税証明書

※市都民税および設置場所の固定資産税と都市計画税

※土地と建物が同じ所有者であれば、1枚にまとめた納税証明書で構いません。

④見積書（雨水小型貯留槽設置補助金制度のみ）

⑤借地や借家の場合、土地所有者の同意書

上記を様式1号の交付申請書に添付願います。

## ▼設置後のお願い

○雨水浸透施設

ゴミなどで浸透能力が低下しないように、大雨の後などに点検・掃除をお願いします。

○雨水小型貯留槽

大雨が予想される時などは、なるべく多く貯めるために前もって空にするようお願いします。

## ▼その他

○雨水浸透施設の維持管理に関する協定書の締結について

施設の維持管理、破損時の修復、譲渡時の措置等について青梅市と所有者で協定を結びます。

申請時には必要ありませんが、完了報告と一緒に2部提出してください。

○浸透ますの蓋について

大雨時の流失対策として、レジン製（タキロンシーアイ、セキスイ）の重い蓋の設置をお願いします。

○工事写真について

黒板に日付を記入し、桝2箇所に1箇所程度の写真頻度として撮影してください。

○標準工事単価表について

今年度の標準工事単価表を添付しましたので、申請の際に使用してください。

●問い合わせ先

青梅市環境部下水道課排水設備係

☎ 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1 内線 2 6 4 6